

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

香美市長

作成・最終更新日

令和8年3月19日

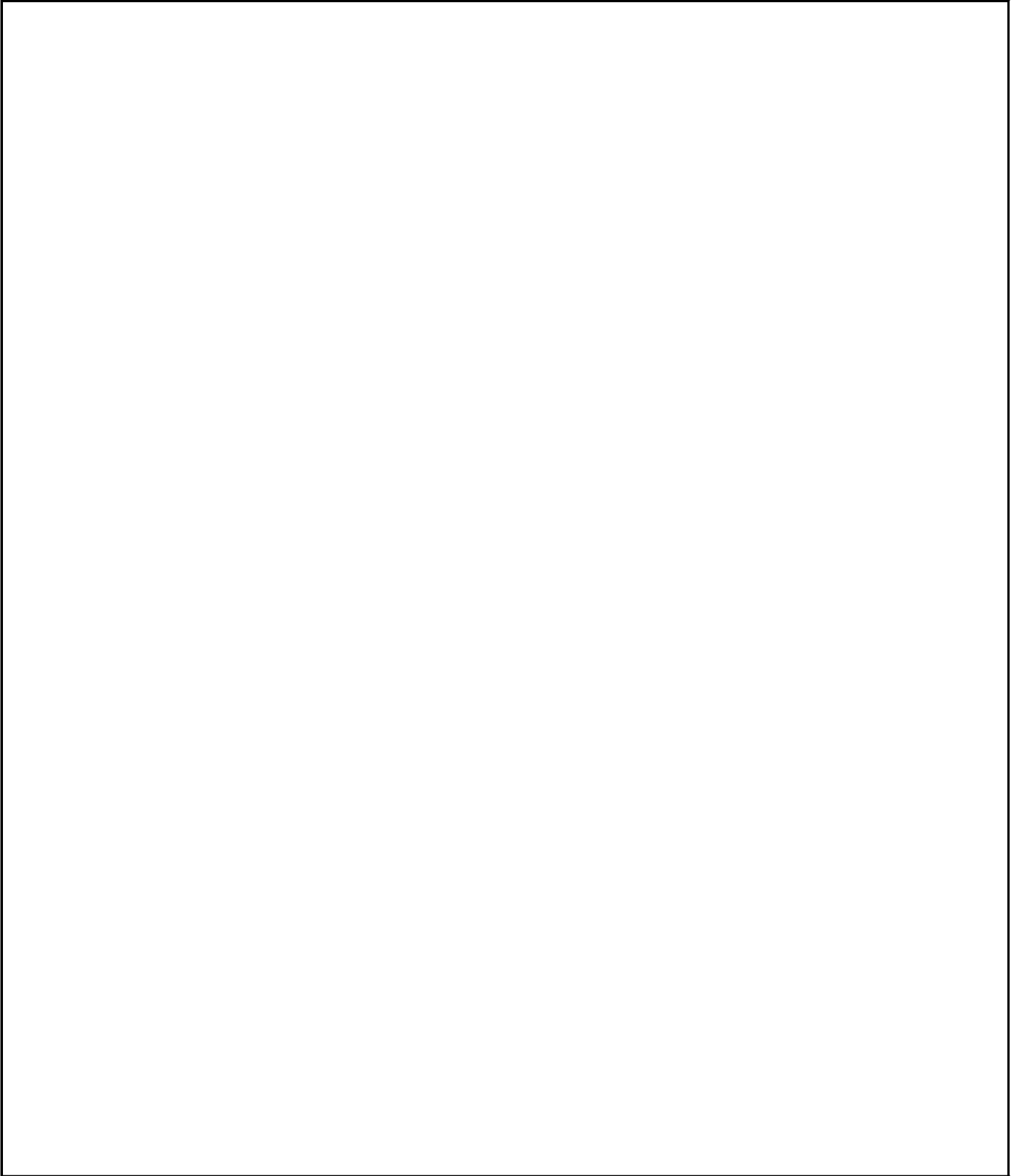
担当部署

総務課

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	・番号法第7条、第16条、第17条2 ・住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12	住民基本台帳に関する事務	・住民基本台帳システム ・住民基本台帳ネットワーク ・統合宛名システム ・中間サーバー	○	令和1年11月1日			基礎			市民保険課
2	・番号法第9条第1項 別表9.21.51.117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第12.25.60条各号	障害者福祉事務	・Acrocity福祉総合 ・統合宛名管理システム ・中間サーバー	○	令和1年11月1日			基礎			福祉事務所
3	・番号法第9条第1項 別表 項番9.127	子ども・子育て支援に関する事務	・子ども子育て支援システム ・統合宛名システム ・中間サーバー	○	令和1年11月1日			基礎			教育振興課
4	・番号法第9条第1項 別表の14、70、126の項 ・番号法第19条第6号	健康管理に関する事務	・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー	○	令和3年12月10日			基礎			健康推進課
5	番号法第9条第1項 別表23の項	生活保護に関する事務	・生活保護システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・医療保険者等向け中間サーバ ・統合専用端末 ・レセプト管理システム	○	令和1年11月1日			基礎			福祉事務所
6	・番号法第9条第1項 別表第24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	地方税の賦課徴収及び調査に関する事務	・税情報システム ・電子申告(eLTA X)システム ・税務LANシステム ・統合宛名システム ・中間サーバー	○	令和1年11月1日			基礎			税務課
7	番号法第9条第1号 別表の24、44、85、100の項	・地方税の徴収に関する事務 ・国民健康保険税の徴収に関する事務 ・介護保険料の徴収に関する事務 ・後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務	・総合収納管理システム ・総合滞納管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー	○	令和1年11月1日			基礎			税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
14	番号法第9条第2項 香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	医療費助成事務	・福祉総合システム ・統合宛名システム ・中間サーバー	○	令和1年11月1日			基礎				福祉事務所
15	番号法第9条第1項 別表111の項	健康増進法に関する事務	・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー	○	令和1年11月1日			基礎				健康推進課
16	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ・統合宛名システム ・中間サーバー	○	令和4年7月29日			基礎				福祉事務所
17	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	物価高騰緊急支援追加給付金支給事務	・Acrocity住民基本情報 ・中間サーバー ・番号連携サーバー	○	令和5年9月5日			基礎				福祉事務所
18	・番号法第9条第1項別表135の項 ・番号法別表主務省令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	香美市定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務	・住民票システム ・個人住民税システム ・番号連携サーバ ・中間サーバ	○	令和7年12月1日			基礎				税務課



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	